

令和元年度働き方改革関係助成金のご案内

□ 設備投資等を行い、賃金の上げを行う場合

業務改善助成金

事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

助成率

※（ ）は生産性要件を満たした場合の助成率

設備投資等に要した費用の3/4(4/5)

なお、事業場内最低賃金800円未満の事業場は4/5(9/10)

上限額

引上げ労働者数に応じて50万円～100万円

問合せ先：秋田労働局雇用環境・均等室 018-862-6684

□ 時間外労働の上限設定等を行う場合

時間外労働等改善助成金

時間外労働の上限設定を行うこと、勤務間インターバル制度を導入すること等を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた場合にその経費の一部を助成します。

・ 時間外労働上限設定コース

助成率

3/4(事業規模30人以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5)

上限額

36協定において、時間外労働の上限を月45時間以下、年間360時間以下に設定した場合は、上限150万円など

・ 勤務間インターバル導入コース

助成率

3/4(事業規模30人以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5)

上限額

インターバル時間数等に応じて、

① 9時間以上11時間未満 80万円

② 11時間以上 100万円

問合せ先：秋田労働局雇用環境・均等室 018-862-6684

労働条件等関係助成金には受給要件があります。

受給要件などについては、厚生労働省HPの「労働条件等関係助成金のご案内」をご覧ください。

労働条件等関係助成金

検索

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000208406.html>



厚生労働省秋田労働局

□ 従業員の職場定着促進を行う場合

人材確保等支援助成金

従業員の職場定着に資する雇用管理制度の導入による離職率低下、生産性向上に資する人事評価制度と賃金アップのための賃金制度整備等、従業員の職場定着促進のための雇用管理改善、生産性向上等の取組に対して助成します。

- ★雇用管理制度助成コースの場合、①評価処遇制度、②研修制度、③健康づくり制度、④メンター制度導入と離職率低下目標の達成で57万円or72万円。
- ★人事評価改善等助成コースの場合、生産性向上に資する人事評価制度整備と賃金規定改善及び賃金アップで50万円、さらに生産性向上などの目標達成で80万円。
- ★設備改善等支援コースの場合、生産性向上に資する設備投資及び雇用管理改善(賃金アップ等)で50～250万円、さらに生産性向上などの目標達成で80～200万円。

問合せ先：秋田労働局職業安定部職業対策課 018-883-0010

□ 正社員転換などを行う場合

キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の正社員化や賃金規定等の増額改定、正規雇用労働者との賃金規定・諸手当制度の共通化に取組む場合に助成します。

- ★正社員化コースの場合、無期・正規へ転換した労働者1人あたり21.375万円～72万円
- ★賃金規定等改定コースの場合、非正規雇用労働者の賃金を2%以上アップで最高360万円

問合せ先：秋田労働局職業安定部訓練室 018-883-0006

□ 職業能力の向上を図る場合

人材開発支援助成金

通常の業務を離れて行う社員訓練（OFF-JT）や通常の業務中で行う社員訓練（OJT）について、経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

- ★特定訓練コース・一般訓練コースの場合、訓練1人1時間あたり380円～960円（Off-JTの場合はさらに経費助成も）

問合せ先：秋田労働局職業安定部訓練室 018-883-0006

雇用関係助成金には受給要件があります。

受給要件などについては、厚生労働省HPの「事業主の方のための雇用関係助成金」をご覧ください。

雇用関係助成金

検索

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

